

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和7年3月1日

【一般野球】

改正条文「第11条第2項」を以下のとおり改正する。

条 文	現 行	改 正
第11条	(登録選手) チームの所属選手として、現役野球部員以外の大学生、高校生(男女不問)は、登録することができる。 (2) チームの所属選手として、登録できる人員は、監督・コーチを含め<u>男女の10名以上25名以内</u>とする。 (3) 登録選手以外の者は、大会に出場できない。	第11条第(2)項の一部を改める。 (2) チームの所属選手として、登録できる人員は、監督・コーチを含め<u>男女10名以上30名以内</u>とする。 ただし、試合でベンチ入りは、25名以内とする。

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和7年3月1日

【少年・学童野球】

改正条文「第10条」「第16」を以下のとおり改正する。

条 文	現 行	改 正
第10条	(登録チーム) チームの所属選手として、登録できる人員は<u>姫路大会のみ25名以内</u>とする。	第10条、第16条の一部を改める。
第16条	(監督・コーチ) 監督・コーチは、登録しなければならない。この場合、第十条に規定する<u>25名の枠外</u>で登録できる。	第10条 チームの所属選手として、登録できる人員は<u>姫路大会のみ30名以内</u>とする。 第16条 監督・コーチは、登録しなければならない。この場合、第十条に規定する<u>30名の枠外で登録</u>できる。 ただし、試合でベンチ入りは、25名以内とする。